

みんなにやさしいまちをめざし

「石狩市こどもの権利に関する条例」をつくります

石狩市では、「こどもの権利」をみんなが理解して、こどもにとって一番良いことが本当になるように条例をつくろうとしています。
「条例」というのは、市民がみんな決めて、みんなで守るまちのルールです。
これを読んで感じたことを教えてください。

おとなの皆様へ

このパンフレットは、来年4月に施行予定の「こどもの権利に関する条例」の制定にあたり、こどもの意見を聴くために作成しました。お子さんと一緒にお読みいただき、ぜひご意見をお寄せください。

こちらの動画もみてね！



「こどもの権利条例」について質問はありますか？



こどもの権利ってなんですか？

すべてのこどもが、すこやかに自分らしく育つために必要なことです。世界のたくさんの国が話し合って、1989年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」がつくられて、日本も1994年に賛成しています。



どうして条例をつくるの？

こどもが安心してしあわせに暮らせるように、多くの人にこどもの権利を知ってもらったり、それぞれの役割を決めたり、困ったときに助けてくれるところをつくったりする必要がありますね。そのルールを決めたものが条例です。条例はみんなの意見を聴いてつくります。



では、石狩市の条例の前文から見ていきましょう！



1, 前文

条例の大切なメッセージだよ



こどもは、それぞれが一人の人間として権利の主体であり、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。

今、いじめや虐待、貧困などつらい状況にあるこどもがいたり、子育ての負担感や孤立感から不安を抱える保護者がいます。

石狩市のこどもたちは、自分らしくすこやかに成長していくために、右のことを願っています。

おとなは、心豊かで安心してできる環境をつくり、愛情を持ってこどもを守り育てます。そして、こどもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、こどものために最も良いことをいちばんに考える責任があります。

わたしたちは、手話が言語であることを認め合えるまち、協働しながらまちづくりをすすめるまち、市民が行政活動に参加するまちに住んでいます。

こどもたちの今と未来のために石狩市は、「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、身近なところに安心して居場所や頼れる人がいて、悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべてのこどもがいつも笑顔で暮らせるみんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

石狩市のこどもたちの願い

- 命が守られ、自分らしく成長したい
- 安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
- 自分で考えて行動し、おとなと同じように意見を言いたい
- おとなは責任を持ってこどもを育ててほしい
- いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい
- すべての人にこどもの権利を理解してほしい

2, こどもにとって大切な権利



こどもの権利条約ってなんですか？

「こどもの権利条約」は、こどももおとなと同じように一人の人間として権利があることを認めています。こどもは年齢に応じて手伝ったり、守ったりする必要があるので、こどもならではの権利も定め、世界中の国で守っていくことを決めたとても大事な条約です。



条約にはどんな権利があるの？

条約には、①生きる権利、②育つ権利、③参加する権利、④守られる権利の4つの権利があります。
では、次は石狩市の条例の内容を見ていきましょう！



いしかりし けんり 石狩市のこどもの権利

あんぜん あんしん い けんり 安全に安心して生きる権利

あい 育てられて。愛されて育てられます。
びょうき ケガをしても、病院に行けます。
しょうがい 性別などで差別されません。

じぶん せいちょう けんり 自分らしく成長できる権利

じぶん 自分にあった方法で学ぶことができます。
じぶん 自分で考えて遊んだり、疲れたときには休むことができます。
あんしん 安心できる居場所があります。

いけん ひょうめい さんか けんり 意見を表明し、参加する権利

じぶん 自分の考えや意見を伝えることができ、大切に受け入れられます。
じぶん 自分に関わることはおとなと同じように市民の一人として参加できます。

じぶん まも まも けんり 自分を守り、守られる権利

いじめや虐待を受けません。
こま 困ったときは、相談したり、助けてもらえます。
あぶない ことや犯罪から守られます。
ひみつ 秘密は守られます。

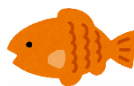


こどもの権利はわかったけど、どうやって守られるの？

じょうれい 条例では、こどもの権利を守るための役割を決めます。
そして、こどもの権利を多くの人に知ってもらうことが必要だと考えています。また、こどもの権利を守ったり、傷つけられたときに救ってくれるしくみをつくります。
では、次はこどもの権利を守る方法を見ていきましょう！



3, こどもの権利を守るための役割



おとな

しみん 市民みんなでこどもの権利を守るように協力します。仕事と子育てが両方ともできるようにします。

ほごしゃ 保護者

あいじょう 愛情を持ってこどもを育てます。こどもの声を聴き、こどもにとって何が良いのかをこどもと一緒に考えます。

こどもの施設

こどもがやりたいことをこどもと一緒に考えます。こどもが相談できたり、安心できる居場所になるようにします。

市(市役所)

こどもの権利を守るためにルールや計画をつくったり、お知らせをします。市民や保護者などを支援します。

4, こどもの権利月間

11月だよ



こどもの権利を守るためには、こどもにもおとなにも、こどもの権利を知ってもらうことがとても大切です。石狩市では毎年11月を「こどもの権利月間」として、こどもの権利を知る機会をつくります。



5, こどもの権利救済委員会



こどもの権利救済委員



弁護士や臨床心理士などが委員となって、こどもの権利が傷つけられたときに救う方法を考えたり、しくみを変えるように働きかけます。



こどもの権利調査相談員

こどもの権利について市民にお知らせしたり、救済委員からの指示で調査をします。また、こどもがいじめられたり、虐待を受けたり何か困ったときに話を聴きます。



こどものみなさんへ

これに書いてあることが「石狩市こどもの権利条例」になります。

これを読んでみて「これはいいな」、「これは大事なな」、「これはイヤだな」と思ったことや感想などを、ぜひ教えてください。

みなさんからの意見は、市が一生懸命考えて、条例をつくるときやこどものために行動するときに活かしていきます。また、すべての意見に回答をします。

こちらのフォームから意見を
送ってください



意見の締め切りだよ

8月31日(土)

質問はこちらにしてく

石狩市子ども政策課

Tel: 0133-72-3192
E-mail: kss-k@city.ishikari.hokkaido.jp

おとなの皆様へ

市ではこどもの権利に関する条例素案についてのご意見を募集しております。

一般用の資料もありますので、市のホームページからご覧ください。

意見の提出方法

文書持参、郵送、FAX、Eメール、オンライン申請、音声ファイル、録音テープのいずれか(氏名、住所、連絡先を明記)で下記まで提出してください。

提出先

石狩市環境市民部広聴・市民生活課
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目 30-2
Tel: 0133-72-3191 / Fax: 0133-72-3199
E-mail: seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp